

食の安全 「基本のお話」

第68回

〈4回連続企画〉ゲノム編集技術応用食品と食の未来を考える

Part 4



Part 4

ゲノム編集食品

（ゲノム編集技術応用食品） に対するいずみ市民生協の 考え方

1. ゲノム編集技術などのバイオテクノロジーは、地球温暖化による異常気象や地球規模での食糧問題など、私たちの食の未来に活用できる重要な技術としても期待されています。

2. 厚生労働省に届出されたゲノム編集食品の取り扱いに制限を加えることはしません。

(1) ゲノム編集食品を、特別に危険視する科学的根拠はないと考えます。

① ゲノム編集食品として届出される食品は、外来の遺伝子が残っていないタイプのもので、遺伝子の変化の範囲は、自然界の突然変異や従来の品種改良と違いがなく、安全性は同等レベルと考えられます。

② オフターゲット（意図しない変異）は、事前に除去されます。ゲノム編集技術で作られたものは、品種として確立するための戻し交配や選別を経て、一般に流通されます。

(2) ゲノム編集食品は、厚生労働省に事前相談・届出することになっています。

① 届出時には、「外来遺伝子が残っていないこと」「毒性やアレルゲンなどの危害性がないこと」などを根拠とともに示すことが求められています。

② 外来の遺伝子を含む場合は、遺伝子組換え食品に該当し、食品安全委員会の安全性審査で安全性が確かめられないと流通は許可されません。

③ 遺伝子組換え食品は、食品添加物や残留農薬と同じように、食品安全行政のもとでリスク管理されており、商業栽培が始まって20年以上経ちますが、重大な問題は確認されていません。



3. 取り扱いする際は

(1) ゲノム編集応用食品であることを表示します。

(2) ゲノム編集の目的とその特徴を表示します。

(3) 届出情報を確認し、食品としての安全に関する情報を説明できるようにします。

※まだ届出された食品はありません。

届出第1号と目されている高GABAトマトでも、店頭に並ぶのは、2〜3年先になる見込みです。

4. 届出制度の確実な運用や消費者が選べる表示のあり方の検討、リスクコミュニケーションの推進などを引き続き国に求めていきます。



バックナンバー
Q&Aはこちらから

